

令和元年 8 月 5 日
厚生労働省

前回部会（第 106 回人口・社会統計部会）において
追加説明等を求められた事項への回答

（1）調査事項の変更

イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除

- ① これまで事業所票において、初任給額を把握していた理由は何か。
- ② これまで初任給額の調査結果のみ先行して 11 月末に公表していた理由は何か（どのようなニーズがあったのか。）

③ 事業所票と個人票のマッチングによる初任給額の差異の資料について、サンプルサイズを示す。

④ 事業所票の初任給額と個人票から代替集計した初任給額が一致しない全体の 3 分の 1 について、何かパターンは見られるか。

⑤ 労働者抽出率が 1 / 1 以外の事業所における事業所票の初任給額と個人票による代替集計の結果に、どの程度の乖離がみられるか（一定程度の事業所をサンプリングして検証）。

⑥ 個人票において、新規学卒者か否かを把握する項目を追加する余地はあるか。また、個人票で新規学卒者を把握することとした場合、小規模事業所において個人票の記載対象労働者に新規学卒者が出現しないケースが生じることはないか。

⑦ 個人票による代替集計により対応する場合にあっては、推計精度の向上を図る観点から、事業所票で把握してきた新規学卒者の採用人員を引き続き把握することが必要ではないか。

これらについては、8 月 30 日に開催される部会においてご回答することとさせていただきます。

ウ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化

- 短時間労働者の最終学歴については、賃金関数の推計や同一労働・同一賃金の観点から重要であり、試験調査において8割は記入していること、また、アンケート結果でも7割が回答可能としていること等を踏まえ、把握について再検討

(回答)

前回部会（第106回人口・社会統計部会）において、一般労働者の学歴別集計に及ぼす影響を検証するための試験調査の実施等を踏まえ、学歴区分に「不明」（学歴を把握していない）の選択肢を設定する方針をお示したところ。

前回部会でのご指摘を踏まえ、一般労働者の学歴別集計に及ぼす影響の検証について検討したところ、以下の結論を得た。

今回の改正のために実施した試験調査（調査対象1,800事業所）と同規模の試験調査を実施した場合、「不明」の選択肢を選ぶ記入者の割合についての検証は可能と考えられ、労働者数への影響は検証可能と思われる。

一方、賃金への影響を検証するためには相当程度の規模で影響分析のための調査を実施する必要があり、今回と同規模での試験調査では検証が困難と判断したもの。

さらに、学歴区分の回答可能性、負担感について、試験調査と同時に実施したアンケートでは、一般労働者、短時間労働者で大きな違いはなく、一般労働者の学歴調査の負担軽減も大きな課題であると認識している。

これらのことから、令和2年調査から学歴区分に「不明」の選択肢を設定し、学歴調査の負担軽減を図り、短時間労働者についても学歴を調査することとする。

その際、一般労働者の賃金額等への影響（断層）が生じることが想定され、その影響度の詳細な分析、検証は困難と思われるが、労働者数の変化要因の分析など出来るだけの分析を行うとともに、調査方法の変更及びその背景を利用者に情報提供することで、調査実施者としての説明責任を果たして参りたい。

エ 労働者の「職種番号」（職種区分）の見直し等（個人票）

- ① 職種区分について、一覧表では分かりづらいため、主な変更点を分かりやすくまとめた資料を作成・提示してほしい。

(回答)

別紙1のとおり。

② 試験調査において未記入率を大きく引き上げている大企業の1事業所(本社事業所)を除いた場合の未記入率は、どのようになるか。

(回答)

以下のとおり。

職種番号の未記入率

(一部事業所を除いて作成)

(%)

雇用形態、産業	一般労働者						短時間労働者				
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100~ 999人	10~ 99人	5~ 9人		企業規模計 (10人以上)	1000人 以上	100~ 999人	10~ 99人	5~ 9人
計	(3.3) 1.9	(10.0) 3.5	0.9	1.9	3.1		3.3	4.0	2.0	3.4	3.2
正社員・正職員	(3.3) 1.7	(10.9) 3.1	0.5	1.9	2.6		6.0	16.7	2.5	4.4	5.8
正社員・正職員以外	(3.3) 3.0	(6.1) 5.2	2.7	1.6	11.8		3.1	3.8	2.0	3.4	2.6
雇用期間の定め無し	(3.4) 1.8	(10.8) 3.1	0.9	1.9	3.2		4.5	12.8	0.6	3.4	3.5
雇用期間の定め有り	(2.6) 2.3	(6.3) 5.4	0.5	1.8	0.0		2.5	1.8	0.1	3.6	0.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」より作成

※有効回答となった労働者のうち、職種番号の記入がない労働者の割合である。

なお、職種番号の回答を全労働者について拒否した大規模事業所1社を除いて算出した数値である。

※()内の数値は全集計対象の事業所を対象として算出した未記入率である。

カ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除

① 本調査項目については、特定産業の小規模事業所に限定して調査を行っているが、個人票の調査対象事業所のうち、どの程度の事業所が該当するのか。また、記入率等は、どのようになっているか。

(回答)

3手当の調査対象となる事業所の労働者の割合、当該労働者に占める各手当の記入率(0以外の金額が記入された労働者の割合)及び平均支給額の推移は次のとおり。

	3 手当の 調査対象 となる労働 者割合	通勤手当		精皆勤手当		家族手当	
		記入率	平均 支給額 (千円)	記入率	平均 支給額 (千円)	記入率	平均 支給額 (千円)
平成21年	24.5%	56.6%	5.1	17.4%	1.5	15.9%	2.2
平成22年	24.5%	58.3%	5.3	17.5%	1.5	16.3%	2.2
平成23年	24.3%	58.0%	5.1	18.2%	1.6	16.3%	2.2
平成24年	23.9%	57.0%	5.1	15.0%	1.3	15.0%	2.1
平成25年	24.2%	57.4%	5.1	15.1%	1.3	15.0%	2.1
平成26年	24.3%	57.8%	5.1	15.0%	1.3	14.7%	2.0
平成27年	24.0%	58.3%	4.9	15.0%	1.3	14.6%	2.0
平成28年	24.0%	59.7%	5.1	13.7%	1.2	14.0%	1.9
平成29年	24.5%	59.1%	5.1	13.0%	1.2	14.0%	2.0
平成30年	23.6%	60.0%	5.0	13.0%	1.2	14.1%	2.0

(注) 常用労働者を10人以上雇用する民営事業所における常用労働者（短時間労働者を
含む）の数値。

② 本調査項目の把握に伴う調査の現場（都道府県労働局等）における負担感は、
どのようになっているか。

(回答)

47 都道府県労働局に、平成 30 年調査における、本調査項目把握に伴う調査対象の負
担感について、メールにてヒアリングを実施したところ、

- ・ 記入者側に手間がかかる（11 局）
- ・ 対象事業所となるかがわかりにくい（4 局）
- ・ どう書くかがわかりにくい（7 局）
- ・ 記入の不備が多い（5 局）
- ・ 意見・苦情が寄せられた（7 局）

といった意見がみられた。

他に、

- 1、事業場で支給している手当が3手当に該当するか否かを判断することが困難
である。
 - 2、基本給は、賃金表等により単純に記入できるが、3手当については一人一人
異なることから、それらを確認する手間がかかる。
- といった声があった。

- 記入方法を聞いてこられる担当者から3手当を捉えての苦情は記憶していないが、3手当未記入の事業所が多いため、問い合わせを行った際の苦情として、
- ①記入要領がわかりにくく、自分の事業所が3手当を記入する必要があることを認識できない。
- 業種・規模等から記入が必要であることを説明すると、
- ②従業員が少ないところのみに記入させるのは差別ではないか。
- ③めんどくさい、煩雑だ、これ以上協力はできない等の反応があった。
- ・業種や規模によって記入の必要が変わってくるため分かりづらい。記入が不要と思っていたのに、必要と言われ記載を求められることがあり負担である。
- ・通勤手当について、電車の6か月定期券分をまとめて支払っている場合には6等分した金額を記入すればよいと思っていたが、3か月を超えて支払われたものとして賞与の欄に記入を求められ、非常に分かりづらい。
- といった声があった。
- 調査対象者からは、特に苦情等の連絡実績は無く、過去も分かる範囲では苦情は無かった旨を確認した。
- なお、調査票を審査する担当者（統計調査員など）からは、空欄のまま提出される調査票が見受けられるため、確認の上、補正する機会が多くあり、この項目に関しては調査票審査に時間と手間がかかる旨を併せて確認した。

等の意見が聴取された。

- ③ 本調査項目を削除し、今後は「最低賃金の実態に関する調査」の結果により代替可能としているが、これまでと同等の調査精度を担保できるのか（「最低賃金に関する実態調査」のサンプルサイズ、回収率、結果精度等はどのようになっているか。）。

（回答）

最低賃金について所管している労働基準局は「最低賃金は様々な要素を考慮して決定されるものであり、これまで賃構で把握していた3手当を活用した特別集計結果のみで最低賃金を決定しているものではなく、賃構を特別集計した結果の資料も最賃審議の中で特別重視されている資料ではなく、様々なデータの一つである。」と述べている。

また、最低賃金に関する実態調査（最低賃金に関する基礎調査）のサンプルサイズ及び回収率は以下の表のとおりとなっている。結果精度については、労働基準局では計算していないとのこと。

最低賃金に関する基礎調査に関する回収率等

区 分	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
調査対象数 (a)	100,737	102,307	98,774	97,240	125,016
回収数 (b)	43,089	45,930	45,416	43,998	52,508
回収率 (b/a)	42.8%	44.9%	46.0%	45.2%	42.0%

③ 本調査項目の二次利用における利用目的は、どのようになっているか（最低賃金関連かそれ以外か等）。

(回答)

統計法第 33 条に基づく調査票情報の二次利用における「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」の利用目的の内訳は以下のとおり。

(単位: 件)

	最低賃金	その他	不明	合計
平成29年度	1	2	2	5
	20.0%	40.0%	40.0%	100.0%
平成30年度	1	7	5	13
	7.7%	53.8%	38.5%	100.0%

なお、「その他」の利用目的としては主に以下のものがある。

- ・ 配偶者の有無の代理変数として「家族手当」を利用
- ・ 為替レート変動が賃金のどの部分（ベース部分、賞与、手当）に影響を与えるかの分析に利用
- ・ 各種手当及び賞与について企業間賃金格差等の分析に利用

キ 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合

- 調査票の統合に当たっては、最終学歴の選択肢区分の細分化などに伴い、文字が見つらくなっていることから、幅を広げるなど、報告者にとって見やすくなるよう改善すべきではないか。

(回答)

最終学歴の選択肢などの、文字が見つらくなっていた項目について、幅を広げるなどして改善を行った。改善後の調査票（案）については別紙 2 のとおり。

(3) 集計事項の変更

- ① 人数の多い職種区分については、区分を細分化して集計することも考えられるのではないか。

(回答)

職種集計については、企業規模、性、年齢階級別の集計を行うこととしているところ(但し、標本労働者数に応じてクロス次元を下げることにしている)。

さらなる細分化については、学歴別又は雇用形態別のクロスが想定され、産業別集計の状況から賃金構造基本統計調査で推計労働者数 30 万人以上(一般労働者・企業規模 10 人以上)の場合に学歴または雇用形態とのクロスが可能ではないかと考えられるが、該当する職種はシステムエンジニア、看護師、一般事務従事者、会計事務従事者、販売員、介護職員など一部に限られると想定され、体系的な集計区分の設定が困難と考える。

このような状況を踏まえ、職業大分類集計において、学歴別または雇用形態別のクロス集計を行うことを検討したい。

一般事務従事者の細分化について(永瀬委員ご指摘の点)

(回答)

一般事務従事者について、試験調査の結果を再検討したところ、小規模事業所において総合事務員(複数の事務を行っている場合に該当)の比率が高くなっているなど、小分類単位で回答可能性は一定程度確保されていると考えられることから、小分類単位での職種区分の設定とする。

なお、アンケート、企業ヒアリングにおいて、一般事務従事者について「複数の事務を兼ねている」「区分が困難」との意見が散見されることから、複数の事務を兼ねている場合には「総合事務員」に該当する旨、調査手引に明記することとしたい。

一般事務従事者の職業小分類別労働者数・構成比
(一部事業所を除いて作成)

	企業規模10人以上計		1000人以上		100～999人		10～99人		5～9人	
	労働者数 (人)	構成比 (%)								
一般事務従事者計	3,332,340	9.65	1,123,410	10.35	1,287,880	10.03	921,060	8.54	348,720	14.21
庶務・人事事務員	506,610	1.47	150,900	1.39	227,710	1.77	127,990	1.19	40,620	1.66
企画事務員	183,680	0.53	18,270	0.17	87,120	0.68	78,290	0.73	3,990	0.16
受付・案内事務員	186,210	0.54	29,420	0.27	65,310	0.51	91,490	0.85	7,570	0.31
秘書	31,960	0.09	3,060	0.03	28,900	0.23	0	0.00	0	0.00
電話応接事務員	308,320	0.89	219,850	2.03	70,740	0.55	17,740	0.16	6,700	0.27
総合事務員	1,138,150	3.30	300,010	2.77	468,870	3.65	369,270	3.42	172,460	7.03
その他の一般事務従事者	977,410	2.83	401,900	3.70	339,230	2.64	236,280	2.19	117,380	4.78

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」

(注) 構成比は全職種計に対する比率。

職種番号の回答を全労働者について拒否した大規模事業所1社を除いて算出した数値で、本表作成にあたって、復元倍率の再推計は行わず、集計結果から当該事業所の推計労働者数を単純に差し引いて算出している。

② 新たな復元方法の案1～3における標準誤差率は、どのようになっているか。
また、今回提示された労働者数や所定内給与額の試算値以外の検証データはないのか。

(回答)

案1～案3について所定内給与額の標準誤差率を計算すると次のとおり。

分散推定方式による所定内給与額の標準誤差率

一般労働者(所定内給与額の標準誤差率)

(単位:%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新復元方法(案1)	0.38	0.35	0.40	0.88	0.39	0.31	0.35	0.55
新復元方法(案2)	-	-	-	-	-	-	-	-
新復元方法(案3)	0.35	0.33	0.38	0.93	0.39	0.28	0.31	0.58

短時間労働者(1時間当たり所定内給与額の標準誤差率)

(単位:%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新復元方法(案1)	0.36	0.38	0.39	0.36	0.41	0.30	0.34	0.29
新復元方法(案2)	-	-	-	-	-	-	-	-
新復元方法(案3)	0.36	0.37	0.39	0.37	0.41	0.30	0.33	0.29

副標本方式による所定内給与額の標準誤差率

一般労働者(所定内給与額の標準誤差率) (単位:%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新復元方法(案1)	0.35	0.32	0.41	0.91	0.61	0.46	0.28	0.38
新復元方法(案2)	0.37	0.17	0.30	0.49	0.39	0.34	0.41	0.17
新復元方法(案3)	0.33	0.26	0.37	1.05	0.37	0.37	0.25	0.34

短時間労働者(1時間当たり所定内給与額の標準誤差率) (単位:%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新復元方法(案1)	0.29	0.37	0.43	0.45	0.21	0.13	0.46	0.23
新復元方法(案2)	0.38	0.33	0.39	0.47	0.19	0.16	0.36	0.23
新復元方法(案3)	0.28	0.31	0.40	0.43	0.22	0.13	0.47	0.24

また、その他の検証データとしては、年間賞与その他特別給与額の試算結果がある(別紙3参照)。

① 審査メモへの回答別紙 12 におけるそれぞれの復元方法における変動要因について、どのように分析しているか、検証プロセスについても示すこと

(回答)

本調査では、事業所を都道府県(47)×事業所規模(8)×産業(概ね中分類、81)の約3万の層に分けて層化抽出を行っており、復元もこの抽出層ごとに行っている。

従って復元倍率を回収率を考慮したものに変更すると、各層の回収率の違いにより労働者数のウエイトが変更され、比較的回収率の低い層のウエイトが高まる。

回収率と賃金額の相関については、概ね

- ・ 都道府県別では負の相関
- ・ 事業所規模別では正の相関
- ・ 産業別では正の相関

が見られることから、都道府県別ウエイトの変化は賃金を上昇させる方向に、事業所規模別、産業別のウエイト変更は賃金を低下させる方向に働く傾向があり、これらの強弱によって各集計値の賃金変化が決まることになる。

平成28年の「医療、福祉」の例について、別紙4に示す。

産業大分類別の変動要因について、別紙5に示す。

新職種区分案と現行職種の対応表

職業大分類	新職種区分案	現行職種
A 管理的職業従事者	051 管理的職業従事者	(新設)
B 専門的・ 技術的職業従事者	101 研究者	201 自然科学系研究者 (範囲拡大)
	102 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	(新設)
	103 機械技術者	(新設)
	104 輸送用機器技術者	(新設)
	105 金属技術者	(新設)
	106 化学技術者	202 化学分析員 (一部) (範囲拡大)
	107 建築技術者	204 一級建築士 (範囲拡大)
	108 土木技術者	(新設)
	109 測量技術者	205 測量技術者
	110 システムコンサルタント・設計者	206 システム・エンジニア
	111 ソフトウェア作成者	207 プログラマー
	112 その他の情報処理・通信技術者	(新設)
	113 他に分類されない技術者	202 化学分析員 (一部) (範囲拡大)
	114 医師	208 医師
	115 歯科医師	209 歯科医師
	116 獣医師	210 獣医師
	117 薬剤師	211 薬剤師
	118 保健師	(新設)
	119 助産師	(新設)
	120 看護師	212 看護師
	121 准看護師	213 准看護師
	122 診療放射線技師	215 診療放射線・診療エックス線技師
	123 臨床検査技師	216 臨床検査技師 (範囲拡大)
	124 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	217 理学療法士、作業療法士 (範囲拡大)
	125 歯科衛生士	218 歯科衛生士
	126 歯科技工士	219 歯科技工士
	127 栄養士	220 栄養士
	128 その他の保健医療従事者	(新設)
	129 保育士	221 保育士 (保母・保父)
	130 介護支援専門員(ケアマネージャー)	222 介護専門支援員 (ケアマネージャー)
	131 その他の社会福祉専門職業従事者	(新設)
	132 法務従事者	225 弁護士 (範囲拡大)
	133 公認会計士、税理士	226 公認会計士、税理士 (範囲拡大)
	134 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	227 社会保険労務士 (範囲拡大)

職業大分類	新職種区分案	現行職種
B 専門的・ 技術的職業従事者	135 幼稚園教員, 保育教諭	229 幼稚園教諭 (範囲拡大)
	136 小・中学校教員	(新設)
	137 高等学校教員	230 高等学校教員 (範囲拡大)
	138 大学教授(高専含む)	231 大学教授 (範囲拡大)
	139 大学准教授(高専含む)	232 大学准教授 (範囲拡大)
	140 大学講師・助教(高専含む)	233 大学講師 (範囲拡大)
	141 その他の教員	234 各種学校・専修学校教員 235 個人教師、塾・予備校講師(一部) (範囲拡大)
	142 宗教家	(新設)
	143 著述家, 記者, 編集者	236 記者 (範囲拡大)
	144 美術家, 写真家, 映像撮影者	(新設)
	145 デザイナー	237 デザイナー
	146 音楽家, 舞台芸術家	(新設)
	147 個人教師	235 個人教師、塾・予備校講師(一部)
	148 他に分類されない専門的職業従事者	228 不動産鑑定士 (範囲拡大)
C 事務従事者	201 一般事務従事者	(新設)
	202 電話応接事務員	(新設)
	203 会計事務従事者	(新設)
	204 生産関連事務従事者	(新設)
	205 営業・販売事務従事者	(新設)
	206 外勤事務従事者	(新設)
	207 運輸・郵便事務従事者	703 旅客掛 (範囲拡大)
	208 事務用機器操作員	301 ワープロ・オペレーター 302 キーパンチャー 303 電子計算機オペレーター (範囲拡大)
D 販売従事者	301 販売店員	401 百貨店店員 402 販売店員(百貨店店員を除く。) 403 スーパー店チェッカー (範囲拡大)
	302 その他の商品販売従事者	405 家庭用品外交販売員(一部) (範囲拡大)
	303 販売類似職業従事者	(新設)
	304 自動車営業職業従事者	404 自動車外交販売員
	305 機械器具・通信・システム営業職業従事者 (自動車を除く)	405 家庭用品外交販売員(一部) (範囲拡大)
	306 金融営業職業従事者	(新設)
	307 保険営業職業従事者	406 保険外交員
	308 その他の営業職業従事者	405 家庭用品外交販売員(一部) (範囲拡大)

職業大分類	新職種区分案	現行職種
E サービス職業従事者	401 介護職員(医療・福祉施設等)	224 福祉施設介護員 (範囲拡大)
	402 訪問介護従事者	223 ホームヘルパー
	403 看護助手	214 看護補助者 (範囲拡大)
	404 その他の保健医療サービス職業従事者	(新設)
	405 理容・美容師	501 理容・美容師
	406 クリーニング職, 洗張職	502 洗たく工 (範囲拡大)
	407 美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)	(新設)
	408 飲食物調理従事者	503 調理士 504 調理士見習 (範囲拡大)
	409 飲食物給仕従事者	505 給仕従事者 (範囲拡大)
	410 航空機客室乗務員	711 航空機客室乗務員
	411 身の回り世話従事者	(新設)
	412 娯楽場等接客員	506 娯楽接客員 (範囲拡大)
	413 居住施設・ビル等管理人	(新設)
	414 その他のサービス職業従事者	(新設)
F 保安職業従事者	501 警備員	601 警備員 602 守衛
	502 その他の保安職業従事者	(新設)
G 農林漁業従事者	551 農林漁業従事者	(新設)
H 生産工程従事者	601 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	801 製鋼工 802 非鉄金属精錬工 (範囲拡大)
	602 鋳物製造・鍛造従事者	803 鋳物工 804 型鍛造工 (範囲拡大)
	603 金属工作機械作業従事者	812 旋盤工 813 フライス盤工 (範囲拡大)
	604 金属プレス従事者	814 金属プレス工
	605 鉄工, 製缶従事者	815 鉄工
	606 板金従事者	816 板金工 (範囲拡大)
	607 金属彫刻・表面処理従事者	817 電気めっき工 818 バフ研磨工 (範囲拡大)
	608 金属溶接・溶断従事者	820 溶接工
	609 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	805 鉄鋼熱処理工 806 圧延伸張工 819 仕上工 (範囲拡大)
	610 化学製品製造従事者	808 一般化学工 809 化繊紡糸工
	611 窯業・土石製品製造従事者	810 ガラス製品工 811 陶磁器工 (範囲拡大)

職業大分類	新職種区分案	現行職種	
H 生産工程従事者	612 食料品・飲料・たばこ製造従事者	831 パン・洋生菓子製造工 (範囲拡大)	
	613 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	832 精紡工 833 織布工 834 洋裁工 835 ミシン縫製工 (範囲拡大)	
	614 木・紙製品製造従事者	836 製材工 837 木型工 838 家具工 839 建具製造工 840 製紙工 841 紙器工 (範囲拡大)	
	615 印刷・製本従事者	842 プロセス製版工 843 オフセット印刷工 (範囲拡大)	
	616 ゴム・プラスチック製品製造従事者	844 合成樹脂製品成形工 (範囲拡大)	
	617 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	(新設)	
	618 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	821 機械組立工 (範囲拡大)	
	619 電気機械器具組立従事者	824 重電機器組立工 825 通信機器組立工 826 半導体チップ製造工 827 プリント配線工 (範囲拡大)	
	620 自動車組立従事者	829 自動車組立工 (範囲拡大)	
	621 その他の機械組立従事者	(新設)	
	622 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理工	823 機械修理工 (範囲拡大)	
	623 自動車整備・修理事業者	830 自動車整備工	
	624 その他の機械整備・修理工	(新設)	
	625 製品検査従事者(金属製品)	807 金属検査工	
	626 製品検査従事者(金属製品を除く)	(新設)	
	627 機械検査従事者	822 機械検査工 828 軽電機器検査工 (範囲拡大)	
	628 画工、塗装・看板制作従事者	845 金属・建築塗装工 (範囲拡大)	
	629 製図その他生産関連・生産類似作業従事者	846 機械製図工 (範囲拡大)	
	I 輸送・機械運転従事者	701 鉄道運転従事者	701 電車運転士 (範囲拡大)
		702 バス運転者	707 営業用バス運転者 (範囲拡大)
703 タクシー運転者		706 タクシー運転者	
704 乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)		704 自家用乗用自動車運転者 (範囲拡大)	
705 営業用大型貨物自動車運転者		708 営業用大型貨物自動車運転者	

職業大分類	新職種区分案	現行職種
I 輸送・機械運転従事者	706 営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)	709 営業用普通・小型貨物自動車運転者 (範囲拡大)
	707 自家用貨物自動車運転者	705 自家用貨物自動車運転者 (範囲拡大)
	708 その他の自動車運転従事者	(新設)
	709 航空機操縦士	710 航空機操縦士 (範囲拡大)
	710 車掌	702 電車車掌 (範囲拡大)
	711 他に分類されない輸送従事者	849 建設機械運転工(一部) (範囲拡大)
	712 発電員, 変電員	851 発電・変電工
	713 クレーン・ウインチ運転従事者	848 クレーン運転工 849 建設機械運転工(一部) (範囲拡大)
	714 建設・さく井機械運転従事者	849 建設機械運転工(一部) (範囲拡大)
J 建設・採掘従事者	801 建設躯体工事従事者	854 型枠大工 855 とび工 856 鉄筋工
	802 大工	857 大工
	803 配管従事者	859 配管工
	804 その他の建設従事者	858 左官 860 はつり工 (範囲拡大)
	805 電気工事従事者	852 電気工
	806 土木従事者, 鉄道線路工事従事者	861 土工 (範囲拡大)
	807 ダム・トンネル掘削従事者, 採掘従事者	853 掘削・発破工 (範囲拡大)
K 運搬・清掃・包装等従事者	901 船内・沿岸荷役従事者	862 港湾荷役作業員
	902 その他の運搬従事者	(新設)
	903 ビル・建物清掃員	863 ビル清掃員 (範囲拡大)
	904 清掃員(ビル・建物を除く), 廃棄物処理従事者	(新設)
	905 包装従事者	(新設)
	906 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	864 用務員 (範囲拡大)

別記様式

統計法に基づく基幹統計調査 この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号 事業所一連番号 産業分類番号

1. 事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地 法人番号

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

2. 労働者に係る事項

Main data table with columns for sex, employment status, final education, age, tenure, job type, experience, wages, and bonuses.



厚生労働省 賃金構造基本統計調査 調査票

(令和 年 6 月分)



記入上の注意

- 1. 6月30日現在又は6月1日から6月30日までの期間の状況について記入してください。
2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。

記入担当者氏名及び連絡先 連絡先電話番号 主要な生産品の名称又は事業の内容

Table for labor statistics: 区分, 労働者数, 抽出率, 事業所の常用労働者数, 事業所の臨時労働者数

Table for enterprise labor statistics: 企業全体の常用労働者数, 5000人以上, 1000~4999人, etc.

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

※この欄は最後にご記入ください

Table for labor statistics: 記入労働者数, 常用労働者, 正社員・正職員(男女計), 正社員・正職員以外(男女計), 臨時労働者

新復元方法（案）による一般労働者の年間賞与その他特別給与額の試算結果（民営、事業所規模10人以上）

	平成26年			平成27年			平成28年			
	現行	新復元方法	現行との比	現行	新復元方法	現行との比	現行	新復元方法	現行との比	
一般労働者計	841.6	824.9	▲ 2.0	892.7	870.0	▲ 2.5	894.2	867.7	▲ 3.0	
産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	1,003.8	937.3	▲ 6.6	972.2	916.4	▲ 5.7	1,103.9	1,121.2	▲ 1.6
	D 建設業	795.3	816.8	▲ 2.7	867.5	843.5	▲ 2.8	948.3	962.7	▲ 1.5
	E 製造業	921.3	901.4	▲ 2.2	1,007.9	993.1	▲ 1.5	1,021.1	1,002.4	▲ 1.8
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	943.0	924.1	▲ 2.0	890.6	872.6	▲ 2.0	1,003.6	1,006.8	0.3
	G 情報通信業	1,133.5	1,101.7	▲ 2.8	1,283.9	1,265.1	▲ 1.5	1,264.1	1,252.4	▲ 0.9
	H 運輸業、郵便業	606.9	591.4	▲ 2.6	586.3	561.8	▲ 4.2	579.7	555.1	▲ 4.2
	I 卸売業、小売業	876.0	869.2	▲ 0.8	918.3	910.4	▲ 0.9	918.9	888.2	▲ 3.3
	J 金融業、保険業	1,377.6	1,370.3	▲ 0.5	1,505.4	1,500.7	▲ 0.3	1,551.8	1,528.0	▲ 1.5
	K 不動産業、物品賃貸業	879.3	883.2	0.4	966.7	973.3	0.7	1,027.7	1,022.1	▲ 0.5
	L 学術研究、専門・技術サービス業	1,286.2	1,230.5	▲ 4.3	1,267.0	1,211.5	▲ 4.4	1,298.0	1,254.8	▲ 3.3
	M 宿泊業、飲食サービス業	328.0	319.2	▲ 2.7	315.1	314.7	▲ 0.1	312.1	307.9	▲ 1.4
	N 生活関連サービス業、娯楽業	431.3	425.2	▲ 1.4	424.4	411.7	▲ 3.0	426.2	434.1	1.9
	O 教育、学習支援業	1,357.6	1,305.8	▲ 3.8	1,371.5	1,333.3	▲ 2.8	1,277.0	1,223.2	▲ 4.2
	P 医療、福祉	651.9	661.5	1.5	677.1	679.0	0.3	676.9	668.6	▲ 1.2
Q 複合サービス業	898.2	899.2	0.1	893.7	894.7	0.1	917.3	919.0	0.2	
R サービス業（他に分類されないもの）	521.6	511.8	▲ 1.9	532.5	518.7	▲ 2.6	465.7	464.9	▲ 0.2	
企業規模	1000人以上	1,241.9	1,222.6	▲ 1.6	1,325.8	1,305.6	▲ 1.5	1,293.6	1,253.6	▲ 3.1
	100～999人	771.1	769.4	▲ 0.2	818.4	810.2	▲ 1.0	809.0	800.2	▲ 1.1
	10～99人	456.2	453.6	▲ 0.6	480.4	471.8	▲ 1.8	508.8	503.7	▲ 1.0
都道府県	北海道	628.6	614.2	▲ 2.3	654.7	652.4	▲ 0.4	665.7	657.4	▲ 1.2
	青森県	488.8	471.0	▲ 3.6	536.5	520.7	▲ 3.0	568.4	545.8	▲ 4.0
	岩手県	524.6	517.2	▲ 1.4	587.4	580.3	▲ 1.2	539.5	539.8	0.1
	宮城県	710.3	714.2	0.6	763.6	750.2	▲ 1.8	798.5	779.2	▲ 2.4
	秋田県	549.9	531.0	▲ 3.4	543.3	530.0	▲ 2.4	560.3	555.4	▲ 0.9
	山形県	549.8	536.3	▲ 2.4	566.7	554.4	▲ 2.2	561.2	560.7	▲ 0.1
	福島県	665.8	643.9	▲ 3.3	628.7	618.2	▲ 1.7	664.8	645.7	▲ 2.9
	茨城県	833.7	750.0	▲ 10.0	894.5	828.3	▲ 7.4	953.2	876.7	▲ 8.0
	栃木県	817.7	780.9	▲ 4.5	828.5	799.0	▲ 3.6	873.0	848.9	▲ 2.8
	群馬県	742.3	717.6	▲ 3.3	779.8	749.5	▲ 3.9	825.0	795.1	▲ 3.6
	埼玉県	732.5	713.9	▲ 2.5	772.9	755.1	▲ 2.3	744.5	729.4	▲ 2.0
	千葉県	761.1	744.4	▲ 2.2	818.7	770.2	▲ 5.9	765.8	699.8	▲ 8.6
	東京都	1,212.0	1,152.6	▲ 4.9	1,286.6	1,222.6	▲ 5.0	1,219.1	1,153.1	▲ 5.4
	神奈川県	989.2	940.7	▲ 4.9	1,033.8	981.4	▲ 5.1	1,012.4	966.2	▲ 4.6
	新潟県	621.1	617.5	▲ 0.6	638.0	631.9	▲ 1.0	681.1	665.2	▲ 2.3
	富山県	773.8	763.8	▲ 1.3	786.3	768.7	▲ 2.2	828.4	803.6	▲ 3.0
	石川県	769.8	749.1	▲ 2.7	780.7	768.6	▲ 1.6	759.2	754.1	▲ 0.7
	福井県	683.5	672.2	▲ 1.6	740.0	727.0	▲ 1.8	750.8	734.2	▲ 2.2
	山梨県	741.6	694.9	▲ 6.3	777.2	737.5	▲ 5.1	876.1	794.1	▲ 9.4
	長野県	683.6	662.7	▲ 3.1	804.0	767.4	▲ 4.6	770.1	750.4	▲ 2.6
	岐阜県	705.2	682.0	▲ 3.3	740.2	720.9	▲ 2.6	841.4	850.8	1.1
	静岡県	860.9	808.2	▲ 6.1	806.5	788.7	▲ 2.2	871.5	816.1	▲ 6.3
	愛知県	1,027.9	987.4	▲ 3.9	1,147.5	1,091.8	▲ 4.9	1,114.5	1,061.3	▲ 4.8
	三重県	872.6	854.3	▲ 2.1	850.3	832.5	▲ 2.1	894.3	855.7	▲ 4.3
	滋賀県	833.3	807.7	▲ 3.1	816.8	818.0	0.1	943.9	905.8	▲ 4.0
	京都府	806.5	739.4	▲ 8.3	852.7	824.9	▲ 3.3	896.5	841.3	▲ 6.2
	大阪府	893.5	845.6	▲ 5.4	978.8	910.7	▲ 7.0	980.1	909.1	▲ 7.2
	兵庫県	807.9	779.6	▲ 3.5	872.7	844.7	▲ 3.2	888.0	863.4	▲ 2.8
	奈良県	720.3	683.7	▲ 5.1	753.8	725.4	▲ 3.8	795.5	758.6	▲ 4.6
	和歌山県	681.1	675.5	▲ 0.8	742.6	697.0	▲ 6.1	731.6	712.6	▲ 2.6
	鳥取県	574.1	557.8	▲ 2.8	558.0	533.8	▲ 4.3	615.9	599.2	▲ 2.7
	島根県	624.4	615.8	▲ 1.4	650.9	637.2	▲ 2.1	676.0	666.3	▲ 1.4
	岡山県	763.6	738.1	▲ 3.3	797.0	764.4	▲ 4.1	783.2	736.9	▲ 5.9
	広島県	757.0	746.7	▲ 1.4	786.9	765.5	▲ 2.7	808.4	783.7	▲ 3.0
	山口県	729.6	720.7	▲ 1.2	769.0	751.1	▲ 2.3	820.4	797.5	▲ 2.8
	徳島県	739.2	716.3	▲ 3.1	859.3	780.9	▲ 9.1	825.9	798.1	▲ 3.4
	香川県	726.1	695.6	▲ 4.2	713.0	686.5	▲ 3.7	765.6	746.4	▲ 2.5
	愛媛県	636.5	625.2	▲ 1.8	656.9	635.1	▲ 3.3	725.4	690.3	▲ 4.8
	高知県	586.1	570.7	▲ 2.6	609.2	582.4	▲ 4.4	648.3	639.9	▲ 1.3
	福岡県	735.0	753.5	2.5	737.2	721.8	▲ 2.1	710.2	710.1	▲ 0.0
	佐賀県	569.1	552.0	▲ 3.0	602.1	582.9	▲ 3.2	622.4	611.4	▲ 1.8
	長崎県	591.4	583.8	▲ 1.3	605.7	598.5	▲ 1.2	647.3	635.4	▲ 1.8
	熊本県	630.8	617.8	▲ 2.1	650.6	643.8	▲ 1.1	620.7	620.5	▲ 0.0
	大分県	665.5	646.5	▲ 2.8	636.4	610.2	▲ 4.1	662.9	646.7	▲ 2.4
	宮崎県	608.7	596.2	▲ 2.0	602.5	575.4	▲ 4.5	610.9	596.7	▲ 2.3
	鹿児島県	587.1	583.2	▲ 0.7	609.3	597.0	▲ 2.0	613.7	601.4	▲ 2.0
	沖縄県	437.4	422.1	▲ 3.5	496.4	476.6	▲ 4.0	458.0	436.1	▲ 4.8

平成28年の「医療、福祉」の例

医療、福祉		
所定内給与額 (千円)	現行	279.6
	新復元方法	280.2
	増減差	0.6
	増減率	0.2%

産業中分類別ウエイト変化要因	事業所規模別ウエイト変化要因	産業中分類・事業所規模別所定内給与額変化要因 (主として都道府県別ウエイト変化要因)
▲ 0.7	▲ 0.5	1.8
▲ 0.2%	▲ 0.2%	0.6%

産業中分類別に分解

		医療業	保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
医療、福祉に占める労働者ウエイト	現行	52.7%	47.3%
	新復元方法	51.9%	48.1%
	増減差	▲ 0.8%	0.8%
所定内給与額 (千円)	現行	319.5	235.1
	新復元方法	321.1	236.0
	増減差	1.6	0.9
	増減率	0.5%	0.4%

中分類ごとの回収率の違いにより、中分類別のウエイトが変化。賃金額が高い「医療業」のウエイトが低下。

事業所規模別に分解

			10~29人	30~99人	100~499人	500~999人	1000人以上
医療業	事業所規模別労働者ウエイト	現行	10.5%	11.4%	42.7%	18.2%	17.2%
		新復元方法	11.7%	11.6%	43.1%	17.1%	16.5%
		増減差	1.2%	0.3%	0.4%	▲ 1.1%	▲ 0.7%
	所定内給与額 (千円)	現行	292.9	302.1	306.5	353.8	343.0
新復元方法		300.5	308.0	308.6	354.8	342.5	
増減差		7.6	6.0	2.1	0.9	▲ 0.5	
保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	事業所規模別労働者ウエイト	現行	27.3%	51.1%	18.3%	1.2%	2.1%
		新復元方法	28.5%	49.8%	18.0%	1.1%	2.5%
		増減差	1.2%	▲ 1.3%	▲ 0.3%	▲ 0.1%	0.5%
	所定内給与額 (千円)	現行	225.0	234.1	250.7	256.1	245.3
新復元方法		225.8	234.9	252.9	256.5	244.8	
増減差		0.8	0.8	2.2	0.4	▲ 0.4	

回収率の違いにより、事業所規模別のウエイトが変化。	寄与 (千円)
	▲ 0.9
都道府県ごとの回収率の違いにより、産業・規模別の賃金に変化。	寄与 (千円)
	2.5
回収率の違いにより、事業所規模別のウエイトが変化。	寄与 (千円)
	▲ 0.1
都道府県ごとの回収率の違いにより、産業・規模別の賃金に変化。	寄与 (千円)
	1.0

加重平均

新復元方法による一般労働者の所定内給与額の試算結果とその増減要因
(民営、事業所規模10人以上)

	所定内給与額(千円)		増減率とその要因				
	現行	新復元方法		産業中分類別ウエイト変化要因	事業所規模別ウエイト変化要因	産業中分類・事業所規模別所定内給与額変化要因(主として都道府県別ウエイト変化要因)	
平成26年	産業計	299.6	299.9	0.1%	▲0.3%	▲0.2%	0.6%
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	308.8	304.2	▲1.5%	0.0%	▲1.5%	▲0.0%
	D 建設業	319.7	322.3	0.8%	▲0.1%	▲0.1%	0.9%
	E 製造業	291.4	290.3	▲0.4%	▲0.2%	▲0.6%	0.3%
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	410.9	408.7	▲0.5%	▲0.4%	▲0.1%	▲0.0%
	G 情報通信業	363.4	361.8	▲0.4%	0.3%	▲0.7%	▲0.0%
	H 運輸業、郵便業	267.8	267.4	▲0.2%	▲0.3%	▲0.0%	0.2%
	I 卸売業、小売業	305.2	307.8	0.8%	0.0%	▲0.3%	1.1%
	J 金融業、保険業	368.5	371.7	0.9%	0.2%	1.4%	▲0.7%
	K 不動産業、物品賃貸業	321.0	321.8	0.2%	▲0.1%	▲0.4%	0.7%
	L 学術研究、専門・技術サービス業	369.8	371.1	0.3%	▲0.8%	▲0.5%	1.6%
	M 宿泊業、飲食サービス業	242.1	244.4	1.0%	0.5%	▲0.3%	0.8%
	N 生活関連サービス業、娯楽業	257.5	257.0	▲0.2%	▲0.6%	▲0.5%	0.9%
	O 教育、学習支援業	383.7	377.2	▲1.7%	▲1.7%	▲0.3%	0.3%
P 医療、福祉	273.6	276.4	1.0%	0.2%	0.1%	0.7%	
Q 複合サービス業	296.6	297.1	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	
R サービス業(他に分類されないもの)	257.5	258.3	0.3%	▲0.6%	▲0.0%	1.0%	
平成27年	産業計	304.0	303.1	▲0.3%	▲0.5%	▲0.3%	0.5%
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	308.9	303.2	▲1.8%	0.0%	▲1.4%	▲0.5%
	D 建設業	328.0	328.8	0.2%	▲0.1%	▲0.2%	0.5%
	E 製造業	293.8	293.8	▲0.0%	▲0.2%	▲0.3%	0.4%
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	414.7	414.3	▲0.1%	▲0.1%	▲0.1%	0.1%
	G 情報通信業	390.3	383.2	▲1.8%	0.1%	▲2.2%	0.3%
	H 運輸業、郵便業	267.5	266.3	▲0.4%	▲0.5%	▲0.1%	0.2%
	I 卸売業、小売業	305.1	305.5	0.1%	▲0.3%	▲0.0%	0.5%
	J 金融業、保険業	380.1	381.9	0.5%	0.6%	▲0.1%	▲0.0%
	K 不動産業、物品賃貸業	321.7	323.9	0.7%	▲0.1%	▲0.1%	0.9%
	L 学術研究、専門・技術サービス業	367.9	367.5	▲0.1%	▲0.9%	▲0.3%	1.1%
	M 宿泊業、飲食サービス業	240.9	244.6	1.5%	0.4%	▲0.3%	1.4%
	N 生活関連サービス業、娯楽業	256.0	256.9	0.4%	▲0.5%	▲0.1%	0.9%
	O 教育、学習支援業	380.6	376.1	▲1.2%	▲1.3%	▲0.3%	0.3%
P 医療、福祉	280.7	281.2	0.2%	▲0.2%	▲0.1%	0.4%	
Q 複合サービス業	293.0	292.7	▲0.1%	0.1%	0.0%	▲0.2%	
R サービス業(他に分類されないもの)	257.3	257.7	0.2%	▲0.6%	▲0.1%	0.8%	
平成28年	産業計	304.0	303.3	▲0.2%	▲0.6%	▲0.2%	0.6%
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	324.8	327.0	0.7%	0.0%	▲0.0%	0.7%
	D 建設業	334.6	340.9	1.9%	0.1%	1.2%	0.6%
	E 製造業	295.1	294.5	▲0.2%	▲0.4%	▲0.4%	0.6%
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	410.5	408.3	▲0.5%	▲0.3%	▲0.1%	▲0.1%
	G 情報通信業	371.4	373.0	0.4%	▲0.0%	▲0.3%	0.7%
	H 運輸業、郵便業	277.0	277.2	0.1%	▲0.5%	▲0.3%	0.9%
	I 卸売業、小売業	307.9	305.6	▲0.7%	▲0.8%	▲0.3%	0.4%
	J 金融業、保険業	369.8	368.5	▲0.4%	▲0.3%	▲0.3%	0.3%
	K 不動産業、物品賃貸業	325.1	325.3	0.1%	0.2%	▲0.5%	0.4%
	L 学術研究、専門・技術サービス業	369.5	367.8	▲0.5%	▲0.5%	▲0.5%	0.6%
	M 宿泊業、飲食サービス業	241.5	246.0	1.9%	0.6%	▲0.2%	1.4%
	N 生活関連サービス業、娯楽業	255.3	257.8	1.0%	▲0.3%	▲0.0%	1.3%
	O 教育、学習支援業	375.7	367.7	▲2.1%	▲1.8%	▲0.4%	0.0%
P 医療、福祉	279.6	280.2	0.2%	▲0.2%	▲0.2%	0.6%	
Q 複合サービス業	289.6	289.3	▲0.1%	0.0%	0.1%	▲0.2%	
R サービス業(他に分類されないもの)	255.1	256.9	0.7%	▲0.4%	▲0.0%	1.1%	

